

第1回 越前市子ども・子育て会議

日時：令和8年5月25日（月）18時30分から

場所：越前市生涯学習センターeホール

1 開会

2 委嘱状交付

3 委員紹介

4 会長選任

5 議事

(1) 会長あいさつ、職務代理者選任

(2) 越前市子ども・子育て会議について 【資料1】

(3) 報告事項

①越前市こどもの幸福条例の推進について 【資料2】

②地域子ども・子育て支援事業 【資料3】

・令和7年度事業評価について

・令和8年度評価対象事業について

(4) 審議事項 【資料4：新公立園整備の概要】

新公立認定こども園（吉野地区）の定員について 【当日資料】

6 講義

(仮題) 越前市こどもの幸福条例とこどもの権利について 【当日資料】

講師：仁愛女子短期大学 石川昭義学長

7 その他

8 閉会

越前市子ども・子育て会議について（R8～R9）

	構成団体等
1	学識経験者
2	連合福井丹南地域協議会
3	越前市国際交流協会
4	福井県民間保育連盟越前ブロック
5	越前市私立幼稚園協議会
6	市内私立幼稚園保護者会
7	市内民間保育園・こども園保護者会
8	越前市PTA連合会
9	南越特別支援学校PTA
10	越前市社会福祉協議会
11	越前市自治連合会
12	越前市民生委員児童委員協議会連合会
13	越前市小中学校校長会
14	越前市母子寡婦福祉連合会
15	公募
16	公募
17	関係行政機関（教育委員会）の職員

【越前市子ども・子育て会議：平成26年度～】

子ども・子育て支援法、越前市附属機関設置条例に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため設置

【所掌事務】

次の事項について調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員に関する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員に関する事項
- (3) 特定乳児等通園支援事業の利用定員に関する事項
- (4) 越前市子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (5) 次世代育成支援対策推進法第8条に定める市町村行動計画に基づく措置の実施状況
- (6) こども基本法第10条第2項に定める市町村におけるこども施策についての計画に関する事項
- (7) その他、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項及び当該施策の実施状況

【委員について】

委員は21人以内で組織し、次の者のうちから市長が委嘱（任期は2年間）

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他、市長が必要と認める者

○越前市子ども・子育て会議設置規則

平成26年3月27日

規則第10号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項及び越前市附属機関設置条例(平成24年越前市条例第2号)第2条の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、越前市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員に関する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員に関する事項
- (3) 特定乳児等通園支援事業の利用定員に関する事項
- (4) 越前市子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (5) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に定める市町村行動計画に基づく措置の実施状況
- (6) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に定める市町村における子ども施策についての計画に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項及び当該施策の実施状況

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。
(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前市条例第44号)及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成24年越前市規則第13号)の定めるところによる。

(意見の聴取等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、越前市行政組織規則(平成17年越前市規則第10号)別表第5に定める課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(会議招集等の特例)

2 会長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は、市長が行う。

(越前市次世代育成推進協議会設置規則の廃止)

3 越前市次世代育成推進協議会設置規則(平成24年越前市規則第30号)は、廃止する。

附 則(令和5年3月24日規則第16号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月12日規則第1号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年12月26日規則第32号)

この規則は、令和7年12月26日から施行する。

○越前市こどもの幸福条例

令和7年3月19日

条例第6号

越前市子ども条例(平成24年越前市条例第8号)の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 基本理念(第3条)

第3章 協働及び役割(第4条—第11条)

第4章 私たちの取組(第12条—第18条)

第5章 こどもからの相談(第19条)

第6章 条例の周知及び計画の策定等(第20条・第21条)

附則

全てのこどもは、生まれながらにして、それぞれが一人の人間としてかけがえのない存在であり、個人としての権利があります。

こどもは、ありのままの自分を素直に認めて受け入れ、自分のすべきことについて自分で決定し、意見を表明し、様々な活動に参加し、社会の一員として成長します。

こどもは、大人に成長していく過程で、個性と多様性が認められ、ありのままの自分であることを大切にされたいと願っています。

私たちは、こどもが生まれた時から持っている人間らしく生きる権利が侵されたり、こどもの健やかな成長が妨げられたりすることがあってはならないことを確信し、こどもが将来にわたって幸せを実感できるような支援に取り組みます。

こどもは、このようなこどもの権利が保障された安心な環境の中で、自己を表して一歩ずつ確実に未来へと歩みを進めます。

私たちは、児童の権利に関する条約の精神及びこども基本法の理念を確認し、全てのこどもが幸せを実感できる社会を実現するために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、基本理念及び私たちの取組の基本となる事項を定め、家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市がこどもが権利の主体であることを尊重し、協働して私たちの取組を実行することを通して、将来にわたり全てのこどもが、ありのままの自分を認めて受け入れ、自分らしく、自らが思う幸せを実感できることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「こども」とは、市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所をする者であ

って、心と身体の成長の過程にあるものをいいます。

- 2 この条例において「家庭」とは、家族の形に関係なくこどもが生まれ育つ所をいいます。
- 3 この条例において「学校等」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらと同じような教育を行う機関並びに保育所及び認定こども園をいいます。
- 4 この条例において「地域自治組織」とは、自治振興会及び町内会をいいます。
- 5 この条例において「市民活動組織」とは、市民が住みよいまちづくりを目指し、自主的に市民のために活動する組織をいいます。
- 6 この条例において「児童福祉施設」とは、保育所、認定こども園、児童養護施設、障がい児を支援する施設、児童館その他児童福祉を増進する施設をいいます。
- 7 この条例において「事業者」とは、市内において事業又は社会活動を行うものをいいます。
- 8 この条例において「市民」とは、市内に住み、勤め、通学し、又は通所する者をいい、「大人」とは、こどもを除いた市民をいいます。
- 9 この条例において「私たちの取組」とは、こどもが健やかに成長し幸せを実感できるよう家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市が、児童の権利に関する条約及びこども基本法(令和4年法律第77号)の理念を踏まえ、その課題を共有してこどもにとって一番よいことを第一に考え実施すべき主な取組をいいます。

第2章 基本理念

(基本理念)

第3条 市及び市民は、日本国憲法の精神に従い定められた児童憲章及びこども基本法の理念にのっとり、こどもが権利を持った主体であることを確認し、次のこどもの権利を特に大切なものとしていきます。

- (1) 基本的人権が守られ、差別されない権利
- (2) 大事に育てられ、愛され、保護され、平等に教育を受けられる権利
- (3) 自分の意見を表明でき、様々な活動に参画できる権利
- (4) 自分の意見が尊重され、一番よいことを第一に考えてもらえる権利

第3章 協働及び役割

(協働)

第4条 家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市は、対等な立場で、この条例の目的を共有し、こどもの権利が将来にわたって保障されることを目指すとともに、こどもにとって一番よいことを第一に考え私たちの取組を進めます。

(家庭の役割)

第5条 家庭は、こどもの人格を形成し、基本的な生活習慣を養う機能を持っています。

- 2 家庭には、こどもを育てる最も大切な責任があります。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、教育を通して、こどもが確かな学力や豊かな心、健やかな体などの生きる力を育むよう

努め、一人一人のこどもが夢をもって将来を考える力を持てるよう支えます。

- 2 学校等は、一人一人の個性を尊重するとともに、お互いの権利を尊重し合う気持ちを育て、個々の状況に応じ、心身ともにたくましく生きるこどもを育てるよう努めます。
- 3 学校等は、地域の一員としてのこどもの意識及び実践力を育てるために、地域に開かれた学校等として地域の特色を生かした活動を展開するよう努めます。

(地域自治組織及び市民活動組織の役割)

第7条 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の施設、人材等を十分かつ効果的に活用し、こどもの居場所づくりを進めるよう努めます。

- 2 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の人材を活用し、世代を超えた交流等を図りながらこどもを育てる活動を展開するよう努めます。
- 3 地域自治組織及び市民活動組織は、地域住民の積極的な参加を促すことによりこどもにとって安全で安心な環境づくりに努めます。

(児童福祉施設の役割)

第8条 児童福祉施設は、こどもの福祉を増進するとともに、地域における子育て支援の拠点施設としての役割を担うよう努めます。

- 2 児童福祉施設は、こどもの立場を大切にしながら多様な福祉サービスを総合的に提供するよう努めます。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、その事業者が雇用している者がこどもとの関わりを深めることができるよう配慮に努めます。

- 2 事業者は、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、市等が行う子育て支援に関する活動に協力するよう努めます。

(大人の役割)

第10条 大人は、こどもの権利を尊重し、こどもにとって一番よいことを第一に考え、こどもが社会の一員であることを認め、日常の触れ合いを通じて、こどもとの豊かな人間関係を作ることができるよう努めます。

- 2 大人は、こどもが表明する意見をこどもの年齢及び発達の程度に応じて十分に考慮するよう努めます。
- 3 大人は、子育てを地域全体で担わなければならない課題として共有し、こどもから信頼されるよう努めます。

(市の責務と役割)

第11条 市は、こどもの権利を保障するため、こどもに関する施策を総合的に行います。

- 2 市は、この条例の目的を達成するため、家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者及び市民の協働について調整を図り、私たちの取組を総合的かつ計画的に進めます。

第4章 私たちの取組

(こどもの社会参加の促進)

第12条 こどもの社会参加の促進に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) こどもの心と身体の成長の過程に応じたこどもの心を豊かにする社会的活動の支援
- (2) こどもが自らの意見、考えや思いを表明し、参画する機会の創出
- (3) こどもとともに考えながら、こどもの自己実現を応援する機会の創出
(家庭への支援)

第13条 家庭への支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 仕事と子育てとの両立を図る家庭への支援の充実
- (2) 個々の家庭の実情に応じた支援の充実
(親とこどもの健康増進のための支援)

第14条 親とこどもの健康増進のための支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 妊産婦及び乳幼児への切れ目ない支援体制の充実
- (2) 親とこどもの心と身体の健康づくりに関する取組の充実
(援助を必要とするこどもへの支援)

第15条 援助を必要とするこどもへの支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 児童虐待の早期発見及び早期対応並びに虐待を受けたこどもへの支援の充実
- (2) 障がいのあるこどもの学校等での生活、仕事及び日常生活に関する継続的かつ総合的な支援
- (3) ひとり親家庭の生活の安定に関する継続的かつ総合的な支援
- (4) 外国語を母語とするこどもが充実した学校等での生活を送ることができるための継続的かつ総合的な支援
- (5) 不登校又はひきこもりの状態にあるこども、いじめを受けているこども及びヤングケアラー等についての継続的かつ総合的な支援
(教育・保育の充実)

第16条 教育・保育の充実に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) こどもの確かな学力、豊かな心、健康及び体力を基礎とする生きる力を育てる教育・保育の充実
- (2) こども自身が夢を持って将来の可能性を開くことができるよう、自ら遊びかつ学ぶことができる教育・保育の推進
- (3) 子育てに伴う喜びを実感し、こどもの成長と一緒に喜び合える教育・保育の推進
(安全で安心な環境づくり)

第17条 安全で安心な環境づくりに関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 地域全体でこどもを見守り育てる環境づくりの推進
- (2) こどもへの虐待、養育放棄、いじめ等を未然に防ぐための対策の強化
(地域における支援)

第18条 地域における支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 地域の人材を生かしたこどもの社会性を育てる仕組みづくり

(2) 地域において、こどもが安心して過ごし、自分らしく居られる多様な居場所づくりの推進

第5章 こどもからの相談

(こどもからの相談)

第19条 市及び市民は、こどもからの相談にしっかりと耳を傾け、相談内容に応じて関係機関につなげ、必要な支援を図っていきます。

2 市は、こどもが身近な場所で家族や友達、先生、地域の大人等との関係を作りながら、困りごとや不安に感じていることを気軽に話すことができるよう、多様な相談の場づくりを進めます。

第6章 条例の周知及び計画の策定等

(条例の周知)

第20条 市は、この条例の理念及び内容を一人でも多くの人に理解してもらい、私たちの取組をより進めるための活動を行います。

(こどもに関する計画の策定等)

第21条 市は、こどもに関する計画を立てるとき及び実施するときは、この条例の理念に従うとともに、こどもをはじめとした市民の意見が十分に反映されるよう努めます。

2 市は、こどもに関する計画の目的を達成するため、必要に応じてその計画を見直します。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

こどものしあわせスタートアッププロジェクト

「市こどもの幸福条例」の理念の普及・推進を図り、全てのこどもが健やかに成長し、幸せを実感できる社会を目指します。

令和8年度の取組

①普及啓発ツールの作成

◆図書館主催「紙芝居コンテスト」
特別枠「こどものしあわせ部門」を
設け、作品を募集

募集期間5月～10月末
別紙募集チラシ参照

◆条例のやさしい版を作成
※小学校高学年でも理解できる内容



②大人を対象とした講座の実施

◆市民講座の開催
※教職員・保育士等こどもにかかわ
る方や保護者対象（夏に開催予定）

<昨年度実績>
市民講座「子どもの声を聴くこと」

◆市政出前講座の積極的開催依頼

<昨年度実績>
民生委員児童委員協議会連合会
南中山自治振興会



③ワークショップの実施

◆地域でこども・若者の意見を聴く
ワークショップを開催
（案）仁愛大学、児童館 など

<昨年度実績>
南中山地区小学生1～5年生
仁愛大学2年生



市こども計画：基本柱Ⅰの基本施策1
豊かな心と思いやりの気持ちを育む人権教育

市こども計画：基本柱Ⅰの基本施策2
こども・若者の最善の利益、こどもの意見・思い [View(s)] の尊重

こどものしあわせスタートアッププロジェクト

こども令和7年度の取組(実績報告)

「こども・若者意見反映サポート事業」

令和7年6月26日(木)にこども家庭庁主催による「こども意見ファシリテーター養成講座」を開催し、27日(金)にこども家庭庁からのサポートを受けてこども意見聴取「こども意見ひろば」を実施した。

実施概要

- ◆事業名：こども・若者意見反映サポート事業
- ◆担当部局：越前市市民福祉部こども未来課
- ◆サポート：こども家庭庁（こども意見係）
- ◆協力団体：越前市子ども・子育て会議
越前市社会福祉協議会

【こども意見ファシリテーター養成講座】

- ◆当日参加者 29人（うち県外4人）
- ◆運営人数 講師2人、アクセンチュア(株)8人
こども家庭庁 4人
市事務局 1人
- ◆当日の進行 9:00～17:00 養成講座
17:15～17:45 振り返り
- ◆主催 こども家庭庁
- ◆広報協力：福井県、丹南市民自治研究センター
福井県社会福祉士会、市PTA連合会
仁愛大学、福井県立大学 ほか

【こども意見ひろば】

- ◆テーマ みんなの意見をまちづくりにいかそう！
- ◆質問内容 放課後や休日のあそび場
 - ・学校から帰った後や休みの日はどこで、だれと、どんな遊びをしているの？
 - ・あそび場で困っていることはある？
 - ・あそび場でもっとこうなるといいなと思うことは？
 - ・雨や雪の日、楽しくあそべる場所を考えてみよう
- ◆当日参加者 30人（小学1年～小学5年）
放課後児童クラブ利用児童
児童館一般来館児童
- ◆派遣人数 ファシリテーター 4人
こども家庭庁 3人
- ◆運営人数 板書係 5人、サポート要員 2人
事務局 3人
- ◆当日の進行 15:50～17:00 意見聴取
17:15～17:45 振り返り
- ◆主催 越前市

事務局の気づき、参加者の声

【こども意見ファシリテーター養成講座】

①会場について

- ・デジタル設備の整った会場を選んだが、グループワーク環境を考えると、広さ、リラックスと集中を可能とする会場がよい。

②日程について

- ・今回は、児童厚生員の年間スケジュールに合わせた日程設定で、夏季休暇期間を避け、平日とした。
- ・平日8時間という長時間での講座であり、受講者の多くは公務員と福祉業務従事者であった。都合のつかなかった希望者にはオンライン講座を紹介した。

③募集について

- ・こども基本法や各自治体の条例施行の時勢に合わせた講座開催であり、協力や理解は得やすかった。
- ・募集は、県、NPO法人丹南市民自治研究センター、市PTA連合会、県社会福祉士会、県内大学福祉関連学部などに協力をいただいた。
- ・募集状況により、報道機関連絡のタイミングを検討。

④市独自アンケート結果から（回答9人）

- ・7人が今後の活動に参加したい。3人は今後の活動に向けたフォローがほしい。5人は市事業に協力可。

【こども意見ひろば】

①会場について

- ・床に座って、使い慣れた児童館の低いテーブルで、リラックスした雰囲気で見聞を広げ、意見を出し合えた。
- ・模造紙を囲んで話し合う班、模造紙は意見のまとめで持ち出す班、絵を描いて発表する班、各班のこどもの年齢や状況に応じて、ファシリテーターの判断で意見ききとりが行われた。

②流れについて

- ・全体説明は短く、グラウンドルールがしっかり守られることを最優先し、グループワークでのタイムラインはファシリテーターに任せることが大事。

③否定的な意見について

- ・否定的な意見に対し、指導してしまいがちであるところ、まずはすべての意見を受け止め、板書した。

④アンケート結果から

- ・参加したほとんどのこどもは「意見が言えた」「また参加したい」との回答であった。否定的な意見があった班のこどもも「また参加したい」とあり、意見を受け止めることが大事であることを感じた。

こども意見ひろば テーマ1 「放課後や休日の遊び場」

○いつものあそび

- ・児童館や学校の体育館や外で体を動かして遊ぶ
(ドッジボール、バドミントン、バレーボール、
なわとび、鉄棒、竹馬、ダンス、おにごっこ)
- ・児童館の室内で遊ぶ(トランプ、けん玉、本、将棋)
- ・家で遊ぶ(ゲーム、なわとび、YouTube、遊具、お絵描き)
- ・公園で遊ぶ
- ・お出かけ(家族と、友人家族と)
ゲームセンター、プールなど
- ・習い事(バレーボール、バスケットボール、スイミング)

○こまっていること

【児童館で困っていること】

- ・「一人で遊ぶもの」が少ない
- ・レゴブロックをたくさん使う子がいて、使えない
- ・遊戯室・体育館が狭い
- ・替わってくれない子、邪魔をする子がいる
- ・宿題をしているときにうるさい子がいる

【公園などで困っていること】

- ・遊具の並びに横入りされる
- ・トイレが少ない
- ・大人はすぐに帰ると言う
- ・こどもだけでは遠くへ行けない



こども意見ひろば テーマ2 「放課後や休日の遊び場」

○こうなるといいな

- ・ドッジボールができる広い場所があるといいな
- ・もっと鉄棒ができる時間があるといいな
- ・竹馬、ぬりえ、ピアノ、エレクトーンで遊べるといいな
- ・放課後児童クラブのおやつが充実しているといいな
- ・放課後も校庭で鬼ごっこできるといいな
- ・バトミントンコートがたくさんあるといいな
- ・シャトルが引っかからないような天井ネットがあるといいな



○こんなあそび場があるといいな

- ・雨の日でも友達と遊べる場所
- ・ドッジボール・バレーボール・バスケができる広い場所
- ・サッカーができる
- ・ボルタリング・スケートボードができる
- ・アスレチック・ジャングルジム・トランポリン・跳び箱・マット
- ・砂場、ブランコ、シーソーがある
- ・ブロック
- ・ゲーム
- ・雲に乗ってみたい
- ・滑り台(長い、途中で速さが変わるような)
- ・入場料無料、飲み物無料
- ・迷路・秘密の通路
- ・みんなが作る公園
- ・バーベキューができる場所
- ・ときどきショーがあるとよい

こどもの意見の反映、参加したこどもへのフィードバック

【こども意見のまとめ】

- ①発言通りに意見を記録する。
- ②意見をわかりやすく、見やすくまとめる。
- ③グループごとの発言を、参加したこどもに確認してもらう。
- ⑤関係する機関や団体に伝える。



【市公式ホームページで発信】

- ⑥こども意見ひろばの開催状況とこども意見のまとめを公表
- ⑦こどもの意見を聴く活動への協力よびかけ

市民団体様や事業所様は、こどもが集まるよう活動やイベントの際に、こどもの声を聴く活動にご協力ください。

越前市の取組についての意見が集まった場合には、市こども未来課または関係する部署へお届けください。

こども未来課に届けられた意見は、こども意見ひろばの意見として本ページに掲載いたします。

https://www.city.echizen.lg.jp/office/050/020/kodomojorei/kodomo_iken_hiroba.html

【こどもへのフィードバック】

- ④自分の発言を確認し、取消しや直しができる。
- ⑫政策への反映を知る。



【政策への反映を検討】

- ⑧こどもの居場所づくりやあそび場づくりへの反映
- ⑨児童館や放課後児童クラブの運営への反映
- ⑩全天候型こどものあそび場の整備内容への反映
- ⑪こども意見ひろばの継続

こどものしあわせスタートアッププロジェクト

市民講座・市政出前講座等

市民講座「こどもの声を聴くということ」

家庭や地域、団体、学校、行政など、様々な場面で、こどもの幸せと権利を尊重するため、こどもの声を聴くということを問い直す市民講座を開催

実施概要

- ◆日時 令和7年8月18日（月）13：30～15：40
- ◆会場 越前市市民プラザたけふ 多目的ホール
- ◆参加者数 100名、参加費無料
- ◆プログラム

講演「こどもの声を聴くということ」

講師：中島早苗氏 認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン代表理事

トーク・セッション「こどもの幸せと権利を考える」

登壇：中島早苗氏、石川昭義氏、谷内由美子氏

◆概要

講演では、子どもの権利条約の背景と特徴、こどもの参画をすすめるための留意点を学んだ。講師は、「世界は変えられる」こどもがそう信じられる社会を目指す活動を展開する中で、社会に無関心な大人が、受け身な子どもを再生産していること、大人がこどもの権利について学び、こどもとどう向き合い、何を働きかけるかで、こどもが社会にどういう想いで飛び込んでいくかが決まるという結論に行きついたと語った。トーク・セッションでは、条例にこめた思いや、地域の課題について、それぞれの視点で考えや期待を語り合った。

参加者のうち65%
が学校教職員



市民講座「こどもの声を聴くということ」

事後アンケートより（一部抜粋）

◆Q「あなたにできること（できそうなこと、努力したいこと）は？」

- ・子どもが思いを言葉にできるまで待ってみようと思う。
- ・子どもの権利について、考えさせられました。初めて知ることばかりで、勉強不足を実感しました。
- ・どんなに年齢の小さいこどもであっても思いがあること、それを汲みとる（汲みとろう）大人のふるまいを大切に、こども一人一人に接していきたいし、大人同士でも話をしていきたい。
- ・教育の場で子どもが意見を出したり伝え合ったりできる仕組み作りについて考えていきたいと思いました。
- ・社会科の授業中に生徒に「子どもの権利条約」について、もっとふれていきたい。
- ・こどもの権利について知らないことがたくさんありました。子どもだけでなく大人にも広く知ってほしいです。
- ・こどもの権利条約を、こども達が分かりやすいように、漫画や紙芝居で伝えていくことや、世界の子ども達の事例を紹介することは、とてもいいことだと思った。大人もそれを見ることによって、自ずとやるべきことがわかってくるんだらうと感じた。
- ・今回は基礎を確認できて、初心を思い出しました。応用編をお願いしたいです。



仁愛大学生を対象とした市政講座

仁愛大学での市政講座にて、市こどもの幸福条例や市のこども施策について説明し、こどもの幸福条例に関するワークショップを実施

実施概要

- ◆日時 令和7年10月11日（土）13：00～14：20
- ◆参加者 仁愛大学生の2年生（約60人）
- ◆講座内容 前半60分 こども条例およびこども計画の説明
こども未来課の業務説明
後半20分 ワークショップ（条例をやさしい言葉に）



こどもの幸福条例をもっとやさしい言葉に
市こども未来課より配布します

こどもの幸福条例をもっとやさしい言葉にするためのワークショップを実施します。
各自の感想を記入してください。

1. 条例の趣旨を、やさしい言葉で書いてください。
2. 条例の趣旨を、やさしい言葉で書いてください。
3. 条例の趣旨を、やさしい言葉で書いてください。
4. 条例の趣旨を、やさしい言葉で書いてください。
5. 条例の趣旨を、やさしい言葉で書いてください。

（ワークシート）

◆ワークショップの詳細と結果

目的

- ①大学生がワークに取り組む際に条例を読むことで、市こどもの幸福条例の内容理解につなげる
- ②今後、すべてのこどもが理解できるよう、条例のやさしい版を作成する際の参考とする

内容

市こどもの幸福条例の全文を学生に提示し、各自で任意の項目を選択し、小学校高学年のこどもが分かる表現にする

結果

- ・スマートフォンまたは配布したワークシートにて回答してもらい計225件の回答があった
- ・後日、市ホームページにて掲載予定

仁愛大学生の市政講座ワークショップ やさしい言葉の案(一部抜粋)

①はじめの5段落

こどもは、このような **1.こどもの権利が保障された安心な環境**の中で、 **2.自己を表して一歩ずつ確実に未来へと歩みを進めます。**

1.あなたを大切にしてくれる環境
1.こどもの立場が守られた環境

2.自分らしさを出しながら大きくなっていく
2.やりたいことをみつけ、成長していく

②第2条の4

この条例において「市民活動組織」とは、 **3.市民が住みよいまちづくり**を目指し、 **4.自主的に**市民のために活動する組織をいいます。

3.市に住んでいる人が住みやすいまち
3.市に住んでいる人が住みやすく、過ごしやすいまちづくり

4.自分から
4.すすんで
4.積極的に

③第3条の(4)

自分の **5.意見を表明でき**、 **6.様々な活動に参画できる**権利

5.考えを言うことができ
5.考えや気持ちを発表でき

6.色々な活動に参加し、関わるができる
6.たくさんの活動が行える

④第5条の(1)

家庭は、こどもの **7.人格を形成し**、 **8.基本的な生活習慣を養う**機能を持っています。

7.心や性格をつくる場所で
7.心を育て

8.健康的な生活を送れる力を育ててくれる
8.基本的な生活習慣を身につける

赤文字→原文

黄色の枠内→学生案

⑤第12条の(3)

9.こどもとともに考えながら、 **10.こどもの自己実現**を応援する機会の創出

9.みなさんと一緒に

10.こどものなりたい姿
10.こどものやりたいこと
10.みなさんの叶えたい夢

【参考】市子ども・子育て支援事業計画(第3期)における評価対象事業(令和7年度)一覧

地域子ども・子育て支援事業		事業内容	区域	市担当部署
①	利用者支援事業	(基本型Ⅰ・Ⅲ型) 子どもやその保護者等の身近な場所で、利用者支援専門員を配置し、教育・保育・保健や地域の子育て支援などの情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。 子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすため、中学校区に1か所を目安に「地域子育て相談機関」を設置し、相談や助言を行うほか、必要に応じて子ども家庭センターとの連絡調整、子育て支援に関する情報の提供などを行う。	市全域	子ども家庭センター
		(子ども家庭センター型) 母子保健と児童福祉が連協・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や子育て等の様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施。その他、虐待への予防的な対応、特定妊婦、産後うつ、障害がある方など様々なニーズに対応する。		子ども家庭センター健康増進課
②	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う。	市全域	健康増進課
③-1	時間外保育事業(延長保育)	保育認定を受けた児童の保育を、通常の利用以外の時間に、認定子ども園・保育所・小規模保育事業所において実施する。	市全域	子ども未来課
③-2	時間外保育事業(休日保育)	保育認定を受けた児童が、保護者の就労等により常態的に日曜・祝日に家庭での保育ができないときに、保育所等で日曜・祝日の保育を実施する。	市全域	子ども未来課
④	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や休業日に小学校の余裕教室、児童館等を利用した放課後児童クラブを開設し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	小学校区	子ども未来課
⑤	子育て短期支援事業	(1)ショートステイ事業:保護者が疾病等の理由により家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合や、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等に、当該児童を児童養護施設等において、一時的に養育又は保護する。また、必要に応じて親子を短期間入所させ、児童との関わり方を学ぶ等の支援を行う。 (2)トワイライトステイ事業:保護者が仕事その他の理由により夜間に不在となり、家庭において子どもを養育することが困難となった場合や、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等に、児童養護施設等において、保護し、生活指導、食事の提供等を行う。また、必要に応じて親子を短期間入所させ、児童との関わり方を学ぶ等の支援を行う。	市全域	子ども家庭センター
⑥	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う。	市全域	健康増進課
⑦-1	養育支援訪問事業	赤ちゃん訪問・保育所・幼稚園・学校、医療機関等関係機関からの情報等により、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等が家庭を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う。	市全域	子ども家庭センター健康増進課
⑦-2	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。	市全域	子ども家庭センター
⑧	地域子育て支援拠点事業	子育て家庭の親子が交流を図る場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。 地域の子育て関連の情報提供を行い、子育てに関する支援を行う。週3日以上、1日5時間以上開設	市全域	子ども家庭センター
⑨-1	一時預かり事業	(1)一般型・余裕活用品:保護者の就労、疾病、リフレッシュなどのため、家庭で保育されている乳幼児を、保育所・認定子ども園・小規模保育事業所・幼稚園などで、その開所時間中に一時的に預かる。 (2)幼稚園型:幼稚園・認定子ども園で、1号認定の子どもについて、平日の教育時間以降や夏休み等の長期休業中の預かり保育を行う。	市全域	子ども未来課 学校教育課

【参考】市子ども・子育て支援事業計画(第3期)における評価対象事業（令和7年度）一覧

地域子ども・子育て支援事業		事業内容	区域	市担当部署
⑨-2	一時預かり事業(すみずみ子育てサポート事業)	就労、疾病、その他の理由等で家庭での乳幼児の保育が困難な子育て家庭に対し、認可外保育施設や居宅訪問型(ベビーシッター)が実施しているこどもの一時預かりの利用料を助成し、保護者の負担軽減を図る事業。 ※評価は一時預かり事業のみ。すみずみ子育てサポート事業として実施している送迎サービスや妊産婦(初産)家庭の生活支援は評価対象外とする。	市全域	こども未来課
⑩	病児保育事業	病気又は病気回復期のこどもを、保護者が就労等により看護できないときに、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う。	市全域	こども家庭センター
⑪	妊婦健康診査	妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する定期健康診査として、①母児の健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。	市全域	健康増進課
⑫	産後ケア事業	産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家庭が健やかな育児ができるよう支援する。	市全域	健康増進課
⑬	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。	市全域	こども家庭センター
⑭	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭の抱える多様な課題に応じて、生活習慣や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る。	市全域	こども家庭センター
⑮	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。	市全域	こども家庭センター

市子ども・子育て支援事業計画（第3期）における地域子ども・子育て支援事業の評価【令和7年度】

【評価について】

- …市民のニーズに十分に答えており課題等みられない場合
- △…市民のニーズに答えられておらず課題等がある場合
- ×…市民のニーズに答えられておらず重大な課題等がある場合

① 利用者支援事業（基本Ⅰ・Ⅲ型）

R7事業内容	子育て中の家庭の身近な場所において、利用者支援専門員を配置し、教育・保育・保健や地域の子育て支援事業などの情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすため、「地域子育て相談機関」を設置し、相談や助言を行うほか、必要に応じてこども家庭センターとの連絡調整、子育て支援に関する情報の提供などを行う事業。			
R7計画数 (事業計画第3期)	(量の見込み) 施設箇所数	I型 1箇所 Ⅲ型(地域子育て相談機関) 30箇所	(確保数) 施設箇所数	I型 1箇所 Ⅲ型(地域子育て相談機関) 30箇所
R7実績	I型：令和元年11月から実施(1箇所) てんぐちゃん広場 Ⅲ型：令和7年7月から地域子育て支援センターや保育所等に地域子育て相談機関を設置(財政支援を受けた地域子育て相談機関は22箇所)			
成果の内容、課題等	利用者支援専門員を中心に、それぞれの家庭の希望や状況に応じた的確な情報提供やきめ細かな相談対応を実施することができた。 子育て世帯の不安解消や状況把握が身近な地域で行われ、こども家庭センターとの情報共有もスムーズにできた。			
R7評価	○	△、×となった場合 その理由		
R8の取組み	利用者支援事業を確実に継続実施する。			

① 利用者支援事業（こども家庭センター型）

R7事業内容	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な悩みに円滑に対応するため、母子保健と児童福祉が連携・協働して、保健師等が専門的な見地から相談支援など、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う事業。			
R7計画数 (事業計画第3期)	(量の見込み) 施設箇所数	1箇所	(確保数) 施設箇所数	1箇所
R7実績	こども家庭センター型：令和6年4月から実施 市こども家庭センター及び健康増進課(市こども家庭センターの設置に伴い、平成27年4月から市健康増進課で実施してきた「母子保健型」を変更)にて支援を実施			
成果の内容、課題等	子育て世代が安心安全に出産育児を行えるよう、こども家庭センターを中心に母子保健・児童福祉が一体となって支援を行うことができた。			
R7評価	○	△、×となった場合 その理由		
R8の取組み	こども家庭センター、相談機関の周知を子育て世代等に強化していく。			

② 妊婦等包括相談支援事業

R7事業内容	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う。			
R7計画数 (事業計画第3期)	(量の見込み) 実回数	1,560回：520人×妊娠届出数1組当たりの面談回数(3回)	(確保数) 実回数	1,560回
R7実績	妊娠届数592人、妊娠8か月アンケート実施数535人、乳児家庭全戸訪問事業520人それぞれの機会を活用し、支援が必要な妊婦等に対して、訪問や電話等で継続した相談支援を実施。			
成果の内容、課題等	妊娠期からに継続的に相談支援を行うことで、妊産婦等が安心して妊娠、出産、子育てに取り組むことができた。			
R7評価	○	△、×となった場合 その理由		
R8の取組み	妊娠届時や妊娠8か月アンケート、乳児家庭全戸訪問時にて確実に妊婦等の状況を把握し、関係機関と連携しながら、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を実施していく。			

③-1 時間外保育事業（延長保育）

R7事業内容	保育認定を受けた児童の保育を、通常の利用以外の時間に、認定こども園・保育所・小規模保育事業所において実施する。			
R7計画数 (事業計画第3期)	(量の見込み) 実人数	850人	(確保数) 実人数	850人
R7実績	認定こども園・保育所・小規模保育事業所全25園にて、午後7時まで保育を実施。 延べ利用者数：保育標準時間 3,206人、保育短時間 1,659人 実利用者数：保育標準時間 433人、保育短時間 338人			
成果の内容、課題等	保育時間を延長して児童を預けられる環境を整えることで、保護者が安心して就労できた。			
R7評価	○	△、×となった場合 その理由		
R8の取組み	市内の全ての園での実施を維持する。			

③-1 時間外保育事業（休日保育）

R7事業内容	保育認定を受けた児童が、保護者の就労等により常態的に日曜・祝日に家庭での保育ができないときに、保育所等で日曜・祝日の保育を実施する。			
R7計画数 (事業計画第3期)	(量の見込み) 延べ人数	174人	(確保数) 延べ人数	200人
R7実績	HAGUKUMU保育園で実施。市内の認定こども園・保育所の入園児童対象。 HAGUKUMU保育園：実人数7人（延べ42人）			
成果の内容、課題等	日曜・祝日の保育を実施する環境を整えることで、保護者が日曜・祝日も安心して就労できた。			
R7評価	○	△、×となった場合 その理由		
R8の取組み	多様化する保護者の就労形態に 대응できるよう市内で1箇所以上の実施を継続。 R8実施施設：HAGUKUMU保育園			

④ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

R7事業内容	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や休業日に児童館、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。			
R7計画数 (事業計画第3期)	(量の見込み) 実人数	登録児童数 1,151人	(確保数) 実人数	1,203人
R7実績	実施施設数 30箇所（児童館・児童センター15箇所、公立幼稚園（間借り）2箇所、民間の保育所・認定こども園10箇所、医療法人1箇所、自治振興会1箇所、保護者会1箇所） 登録児童数：1,181人 （内訳）小1：392人、小2：361人、小3：266人、小4：100人、小5：47人、小6：15人			
成果の内容、課題等	できるだけ多くのこどもの受け入れを行い、共働きなどの理由により、こどもの放課後等の時間を監護できない家庭において、保護者が安心して労働等に就労することができた。また、異年齢間のこども同士の交流を通じ、こどもの社会性を育むことができた。 利用希望者が増加している校区について、夏休みを中心に受入体制の検討を実施			
R7評価	△	△、×となった場合 その理由	一部の校区で利用希望者が増加しており、受け皿の確保が必要	
R8の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・利用希望者が増加している小学校区について、既存施設等の活用や環境整備を進め、受け皿の量的拡充を図る。 ・地域の実情にあった定員の見直しを検討する。 ・夏季休暇期間にサマー学童実施予定。（R8実施対象：武生南児童センターにて実施する児童クラブ利用者） 			

⑤ 子育て短期支援事業

R 7 事業内容	(1) ショートステイ事業：保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童養護施設等において、一時的に養育又は保護する事業 (2) トワイライトステイ事業：保護者が仕事その他の理由により、夜間に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に児童養護施設等において、保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業			
R 7 計画数 (事業計画第3期)	(量の見込み) 延べ人数	(1) 2箇所 延べ60人日 (2) 2箇所 延べ 5人日	(確保数) 延べ人数	(1) 2箇所 延べ60人日 (2) 2箇所 延べ 5人日
R 7 実績	実施施設 2箇所 (済生会乳児院・児童養護施設一陽) 利用者数 (1) ショートステイ 延べ:97人 (実人数:17人) (2) トワイライトステイ 延べ: 6人 (実人数:4人) ※すみずみ子育てサポート事業、母子家庭等日常生活支援事業等のサービスと調整して利用している。			
成果の内容、課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な預かりについて、保護者のニーズに応えることができた。 ・より家庭的な雰囲気での預かりを提供するために、児童養護施設一陽を通じて里親宅での預かりを実施することができ、利用者の増加につながった。 ・支援(サービス)を必要とする家庭と関わりながら、サービスの提供のみならず、子育て、家庭の安定等相談に応じることができた。 			
R 7 評価	○	△、×となった場合 その理由		
R 8 の取組み	すみずみ子育てサポート事業、母子家庭等日常生活支援事業等のサービス利用と調整して実施する。必要としている人に必要なサービスが提供できるよう調整する。			

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

R 7 事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う。			
R 7 計画数 (事業計画第3期)	(量の見込み) 実人数	502人/510人 (98.5%)	(確保数) 実人数	510人
R 7 実績	訪問対象児520人中520人訪問 特定妊婦、要フォロー家庭等の乳児は市保健師が、それ以外の乳児は在宅保健師・在宅助産師が訪問している。特定妊婦や要フォロー家庭については、妊娠中に電話や訪問を実施し、生まれる前からの継続した支援を実施している。また、乳児家庭全戸訪問で気がかりな家庭については、その後電話での状況確認の他、乳児健診、予防接種、5か月児セミナー等で確認し、必要に応じて支援している。			
成果の内容、課題等	妊娠前から支援介入している特定妊婦だけでなく、一般妊婦にも全て専門職による訪問を実施することによって、子育てに関する不安や悩みに答えたり、適切なサービス提供につなげることにより、乳児家庭の孤立化が予防できた。母の精神面を確認するためのエジンバラによる客観的な指標も、潜在的なニーズの掘り起こしにつながっている。			
R 7 評価	○	△、×となった場合 その理由		
R 8 の取組み	医療機関やこども家庭センターと相互に連携し、妊娠前から課題が重複し継続した支援が必要な家庭については、早期から介入できるよう努める。			

⑦-1 養育支援訪問事業

R 7 事業内容	赤ちゃん訪問、保育所・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園、学校、医療機関等関係機関からの情報等により、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等による訪問により養育に関する必要な支援を行う事業			
R 7 計画数 (事業計画第3期)	(量の見込み) 延べ件数	260件	(確保数) 延べ件数	260件
R 7 実績	訪問延べ件数：238件 こども家庭センター(こども未来課)、健康増進課、保育所・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園、学校、子育て支援サービス機関、医療機関等と連携し、家庭訪問による支援を実施。妊婦については母子手帳交付時全員にアンケート及び面接を実施し必要に応じて支援している。外国籍親子への対応等、ケースごとに関係機関と連携しながら対応している。			
成果の内容、課題等	家庭状況が不安定であったり、妊娠中からの経過や子育てに不安があるような家庭に対して、安心、安全、安定した生活を送ることができるよう支援ができた。			
R 7 評価	△	△、×となった場合 その理由		児童育成支援拠点事業等が開始したことにより、関係機関と連携をとりながら支援することが増えたため。
R 8 の取組み	多様なニーズに対し、関係機関と連携をとりながら支援の方向性を共有し、それぞれの役割分担に基づいて、こどもと家庭の支援を行っていく。			

⑦-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

R 7 事業内容	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業			
R 7 計画数 （事業計画第3期）	（量の見込み） 実件数	要保護児童対策地域協議会における新規相談件数 80件	（確保数） 実件数	80件
R 7 実績	要保護児童対策地域協議会の調整機関となり、保育所・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園、学校、子育て支援サービス機関、地域等関係機関と連携した。また、庁内の関係各課との連携を強化して実施した。 新規相談件数：89件 ケース会議の開催：575件 ケース進行管理会議：14回			
成果の内容、課題等	関係機関が情報を共有し援助方針を確認した上で、役割分担のもと、支援の必要なこどもと家庭に対応することができた。			
R 7 評価	○	△、×となった場合 その理由		
R 8 の取組み	こども家庭センターが要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関と連携しながら実施する。			

⑧ 地域子育て支援拠点事業

R 7 事業内容	子育て家庭の親子が交流を図る場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、その他の援助を行う事業 地域の子育て関連の情報提供を行い、子育てに関する支援を行う。週3日以上、1日5時間以上開設。			
R 7 計画数 （事業計画第3期）	（量の見込み） 延べ人数	5箇所、延べ71,000人	（確保数） 実施箇所数	5箇所
R 7 実績	実施施設：5箇所（ピノキオ・フォルマシオン・いまだて・一陽・ハーツきつずたけふ） 年間利用人数：ピノキオ51,630人、フォルマシオン1,550人、いまだて4,931人、一陽7,461人、ハーツきつずたけふ1,598人、合計 67,170人			
成果の内容、課題等	子育て中の母親は、子育て支援センターに来所することにより、職員や先輩ママからのアドバイスを受けたり、交流することで子育てに対する肯定感が得られる。育児の孤立化が解消される。さらに、気がかりな子や気がかりな家庭を発見し、支援につなぐことができた。			
R 7 評価	○	△、×となった場合 その理由		
R 8 の取組み	市全体の子育て支援体制を考える中で、地域子育て支援センターに来所できない家庭へアプローチをするため、母子保健事業等での声かけを強化。ホームページやSNS等を活用した周知も継続していく。			

⑨-1 一時預かり事業

R 7 事業内容	(1) 一般型・余裕活用法：保護者の就労、疾病、リフレッシュなどのため、家庭で保育されている乳幼児を、保育所・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園などで、その開所時間中に一時的に預かる (2) 幼稚園型：幼稚園・認定こども園で、1号認定のこどもについて、平日の教育時間以降や夏休み等の長期休業中の預かり保育を行う。			
R 7 計画数 （事業計画第3期）	（量の見込み） 延べ人数	(1) 3,380人 (2) 2,850人	（確保数） 延べ人数	(1) 4,700人 (2) 3,640人
R 7 実績	認定こども園・保育所・小規模保育事業所：公立・民間園全園で実施。 延べ利用者数 (1) 一般型：996人 (2) 幼稚園型（認定こども園のみ）：648人 幼稚園：民間園3箇所を実施し、週5日対応。 延べ利用者数 (1) 一般型：523人 (2) 幼稚園型：25,391人			
成果の内容、課題等	保護者の不定期な就労や疾病、育児疲れなど、家庭での保育が一時的に困難な場合に対応することができる環境を整えることで、安心して家庭での保育ができる。なお、施設型給付費を受ける幼稚園において、制度の周知が図られ、継続的に利用されている。			
R 7 評価	○	△、×となった場合 その理由		
R 8 の取組み	保護者に対する育児支援、家庭で保育される児童の健全な育成及び福祉の向上を図るため、今後も市内の全ての保育所等での実施を維持する。			

⑨-2 一時預かり事業（すみずみ子育てサポート事業）

R7事業内容	就職活動や疾病、事故その他のやむを得ない事由により家庭での保育が困難な時に、認可外保育施設や県「ふく育さん」が行う一時預かりについて利用料助成を受けた上で利用できる事業			
R7計画数 (事業計画第3期)	(量の見込み) 延べ人数	すみずみ子育てサポート 事業における一時預かり 事業 延べ3,200人	(確保数) 延べ人数	3,200人
R7実績	(施設型)：子どもセンターピノキオ、ハーツきつずたけふ、ハーツきつずさばえ、複合型デイサービス「てまり」、モクモク学園 (訪問型)：県の「ふく育さん」として実施されるベビーシッター 延べ利用人数：3,717人、年間利用実績時間：17,201.75時間			
成果の内容、課題等	令和7年4月から、県内一斉に利用料の助成額が拡大され、市民の利用が進んだ。			
R7評価	○	△、×となった場合 その理由		
R8の取組み	必要とする人がサービスを受けることができるよう、事業の周知を図る。			

⑩ 病児保育事業

R7事業内容	病気又は病気回復期のこどもを、保護者が就労等により看護できないときに、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う。			
R7計画数 (事業計画第3期)	(量の見込み) 延べ人数	480人	(確保数) 延べ人数	480人
R7実績	・市内では、病児デイケア施設「ままとて（野尻医院）」で実施。 ・鯖江市、越前町、福井市、南越前町、池田町と広域契約している。 延べ利用人数：市内 377人 市外（広域）122人			
成果の内容、課題等	こどもが病気または病気回復期に保護者の仕事の都合、冠婚葬祭などの理由で看護できないときの支援ができた。			
R7評価	○	△、×となった場合 その理由		
R8の取組み	・市内では、病児デイケア施設「ままとて（野尻医院）」で継続して実施。 ・鯖江市、越前町、福井市、南越前町、池田町と広域契約も継続して実施。 ・利用料助成対象者に対する支援を継続して実施する。			

⑪ 妊婦健康診査

R7事業内容	妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する定期健康診査として、①母児の健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業			
R7計画数 (事業計画第3期)	(量の見込み) 延べ受診数	520人/6,032回 (一人当たり11.6回)	(確保数) 延べ受診数	520人/7,280回 (一人当たり14回)
R7実績	県内産科医療機関、助産所において、妊娠全期を通して計14回の健診費用助成を実施。県外受診者については、還付申請にて費用助成。 特定・ハイリスク妊婦や異常継続の妊婦等に対しては健診後の支援にも繋げている。 受診数 実人数592人、延べ6,371回（県外受診者含まず）			
成果の内容、課題等	妊娠初期、中期、後期に使用できる③③③受診券を設定。特に③券は血液検査も併用使用できるよう券を設定。③③券には血液検査も実施するように設定している。また、妊娠全期に使用できる「フリー券」を11回分設定していることで、健康状態に合わせて使用しやすく受診控え防止にもつながっている。（妊婦健診受診券14回）また、妊娠期からの支援において、健診結果を活用してよりの確な支援につながっている。			
R7評価	○	△、×となった場合 その理由		
R8の取組み	妊娠期から妊婦及び胎児の、心身の健康の保持増進を図るため、妊娠届出時等の状況も踏まえ、気がかりな妊婦健診結果情報を抽出し、必要な支援に繋げていく。多胎妊娠については、フリー券を5枚追加交付。			

⑫ 産後ケア事業

R 7事業内容	産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家庭が健やかな育児ができるよう支援する。			
R 7計画数 (事業計画第3期)	(量の見込み) 延べ人数	68人	(確保数) 延べ人数	68人
R 7実績	通所：延べ203人（実人数92人） 宿泊：延べ29人（実人数10人）			
成果の内容、課題等	産婦の身体的回復と心理的な安定、母子の愛着形成、母子とその家庭が健やかな育児ができるよう支援ができた。			
R 7評価	○	△、×となった場合 その理由		
R 8の取組み	訪問型を追加し、さらに産後ケアの充実を図る。			

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

R 7事業内容	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。			
R 7計画数 (事業計画第3期)	(量の見込み) 延べ人数	500人	(確保数) 延べ人数	500人
R 7実績	延べ人数 157人			
成果の内容、課題等	各家庭の状況や養育環境に応じた具体的な助言および支援を行うことにより、保護者の身体的・精神的負担の軽減が図られている。 一方で、支援が必要な家庭は多いものの、居宅内での支援であることから利用に対する心理的な抵抗感が大きく、支援につながらないケースも多い。			
R 7評価	△	△、×となった場合 その理由	計画数は国算定ガイドラインに基づき算出したが、当該事業は保護者の困り感や支援ニーズに応じて参加可否が左右される性質があり、実際の参加人数は支援対象者の意向や状況により変動が生じたため。	
R 8の取組み	支援が必要な家庭に対し本事業の利用を促進することで、虐待リスク等の高まりを未然に防止していく。			

⑭ 児童育成支援拠点事業

R 7事業内容	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭の抱える多様な課題に応じて、生活習慣や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る。			
R 7計画数 (事業計画第3期)	(量の見込み) 実人数	20人	(確保数) 実人数	20人
R 7実績	実人数 25人			
成果の内容、課題等	越前市社会福祉協議会、野尻医院、社会的養育総合支援センター—陽の三者が連携し、各機関の専門性と強みを生かした支援を実施することができた。			
R 7評価	○	△、×となった場合 その理由		
R 8の取組み	引き続き、養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して安心して過ごせる居場所を提供するとともに、個々の状況に応じた包括的な支援を実施していく。			

⑮ 親子関係形成支援事業

R 7事業内容	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。			
R 7計画数 (事業計画第3期)	(量の見込み) 実人数	20人	(確保数) 実人数	20人
R 7実績	実人数 3人(うち夫婦1組)			
成果の内容、課題等	親の不安や孤立感が軽減され、子どもへの関わり方への理解が深まった。親子の信頼関係が向上し、安定した養育環境づくりにつながった。			
R 7評価	△	△、×となった場合 その理由	計画数は国算定ガイドラインに基づき算出したが、当該事業は保護者の困り感や支援ニーズに応じて参加可否が左右される性質があり、実際の参加人数は支援対象者の意向や状況により変動が生じたため。	
R 8の取組み	託児も必要になることから、事業者のキャパシティも考え、対象児童の年齢層に合わせた適切な定員設定で引き続き実施していく。			

市子ども・子育て支援事業計画(第3期)における評価対象事業（令和8年度）一覧

地域子ども・子育て支援事業		事業内容	区域	市担当部署
①	利用者支援事業	(基本型Ⅰ・Ⅲ型) 子どもやその保護者等の身近な場所で、利用者支援専門員を配置し、教育・保育・保健や地域の子育て支援などの情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。 子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすため、中学校区に1か所を目安に「地域子育て相談機関」を設置し、相談や助言を行うほか、必要に応じて子ども家庭センターとの連絡調整、子育て支援に関する情報の提供などを行う。	市全域	子ども家庭センター
		(子ども家庭センター型) 母子保健と児童福祉が連協・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭を対象に、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や子育て等の様々な悩みに円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援などを実施。その他、虐待への予防的な対応、特定妊婦、産後うつ、障害がある方など様々なニーズに対応する。		子ども家庭センター 健康増進課
②	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う。	市全域	健康増進課
③-1	時間外保育事業 (延長保育)	保育認定を受けた児童の保育を、通常の利用以外の時間に、認定子ども園・保育所・小規模保育事業所において実施する。	市全域	子ども未来課
③-2	時間外保育事業 (休日保育)	保育認定を受けた児童が、保護者の就労等により常態的に日曜・祝日に家庭での保育ができないときに、保育所等で日曜・祝日の保育を実施する。	市全域	子ども未来課
④	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や休業日に小学校の余裕教室、児童館等を利用した放課後児童クラブを開設し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	小学校区	子ども未来課
⑤	子育て短期支援事業	(1)ショートステイ事業:保護者が疾病等の理由により家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合や、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等に、当該児童を児童養護施設等において、一時的に養育又は保護する。また、必要に応じて親子を短期間入所させ、児童との関わり方を学ぶ等の支援を行う。 (2)トワイライトステイ事業:保護者が仕事その他の理由により夜間に不在となり、家庭において子どもを養育することが困難となった場合や、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合等に、児童養護施設等において、保護し、生活指導、食事の提供等を行う。また、必要に応じて親子を短期間入所させ、児童との関わり方を学ぶ等の支援を行う。	市全域	子ども家庭センター
⑥	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う。	市全域	健康増進課
⑦-1	養育支援訪問事業	赤ちゃん訪問・保育所・幼稚園・学校、医療機関等関係機関からの情報等により、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等が家庭を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う。	市全域	子ども家庭センター 健康増進課
⑦-2	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。	市全域	子ども家庭センター
⑧	地域子育て支援拠点事業	子育て家庭の親子が交流を図る場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。 地域の子育て関連の情報提供を行い、子育てに関する支援を行う。週3日以上、1日5時間以上開設	市全域	子ども家庭センター
⑨-1	一時預かり事業	(1)一般型・余裕活用型:保護者の就労、疾病、リフレッシュなどのため、家庭で保育されている乳幼児を、保育所・認定子ども園・小規模保育事業所・幼稚園などで、その開所時間中に一時的に預かる。 (2)幼稚園型:幼稚園・認定子ども園で、1号認定の子どもについて、平日の教育時間以降や夏休み等の長期休業中の預かり保育を行う。	市全域	子ども未来課 学校教育課

市子ども・子育て支援事業計画(第3期)における評価対象事業（令和8年度）一覧

地域子ども・子育て支援事業		事業内容	区域	市担当部署
⑨-2	一時預かり事業(すみずみ子育てサポート事業)	就労、疾病、その他の理由等で家庭での乳幼児の保育が困難な子育て家庭に対し、認可外保育施設や居宅訪問型(ベビーシッター)が実施しているこどもの一時預かりの利用料を助成し、保護者の負担軽減を図る事業。 ※評価は一時預かり事業のみ。すみずみ子育てサポート事業として実施している送迎サービスや妊産婦(初産)家庭の生活支援は評価対象外とする。	市全域	こども未来課
⑩	病児保育事業	病気又は病気回復期のこどもを、保護者が就労等により看護できないときに、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う。	市全域	こども未来課
⑪	妊婦健康診査	妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する定期健康診査として、①母児の健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。	市全域	健康増進課
⑫	産後ケア事業	産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家庭が健やかな育児ができるよう支援する。	市全域	健康増進課
⑬	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。	市全域	こども家庭センター
⑭	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭の抱える多様な課題に応じて、生活習慣や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る。	市全域	こども家庭センター
⑮	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。	市全域	こども家庭センター

■ 新公立認定こども園（吉野地区）整備の目的

- ① 0～2歳児（低年齢児）保育ニーズへの対応 ② 年度途中入園への対応 ③ 大雨時における園児、保護者、職員の安全確保

■ 公立園の果たす役割

年度当初からの児童（特に3歳児以上）は民間園に積極的な受け入れを依頼し、低年齢児、育休明けや転入などの年度途中での入園、個別の対応や特に配慮が必要な児童の受け入れは、公立園が積極的に行います。

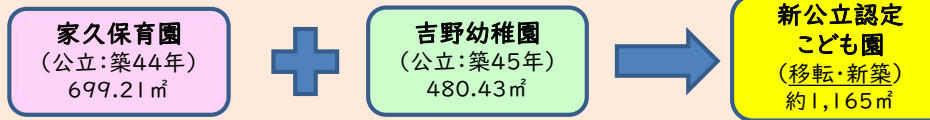
■ 建設用地

建設用地は、吉野小学校を中心とし、里山ほのか学園、ひかり幼稚園との距離が均衡となる場所（家久町地係）のうち、朝夕の送迎動線が複数確保でき、用地取得が可能な場所を選定しました。

■ 幼児教育と子育て・子育てを支援する認定こども園

〈こども園整備のメリット〉

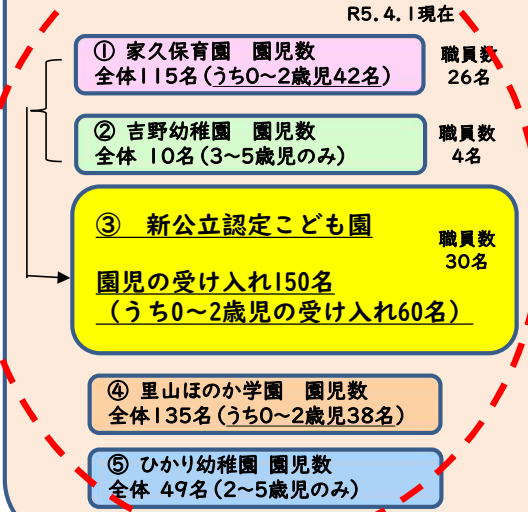
- ◆保護者の就労状況への柔軟な対応が可能です。
- ◆低年齢児の受け入れに適した環境整備が可能です。
- ◆職員の集約による、低年齢児受け入れ人数が増加します。



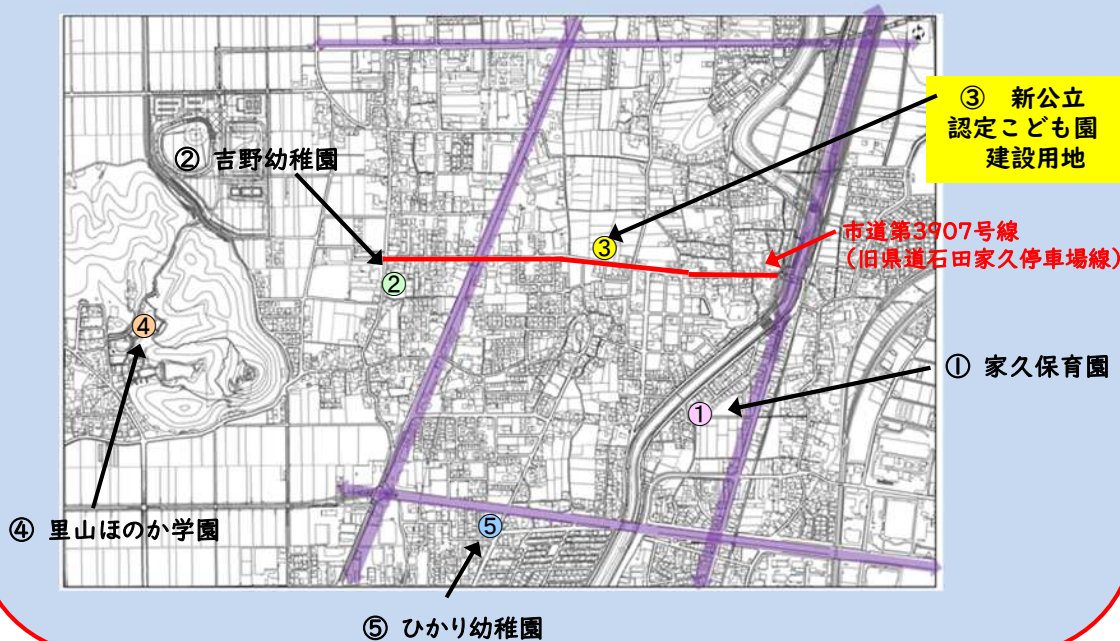
※ 公共施設複合化・集約化事業で借り入れできる公共事業等適正管理推進事業債は、集約化後の施設面積が集約前の施設面積の合計より減少することが要件となっています。
 家久保育園 699.21㎡ + 吉野幼稚園 480.43㎡ = 1,179.64㎡ > 新公立認定こども園 約1,165㎡

R 8 第 1 回子ども・子育て会議にて
審議・確定を行う

～低年齢児受け入れイメージ～



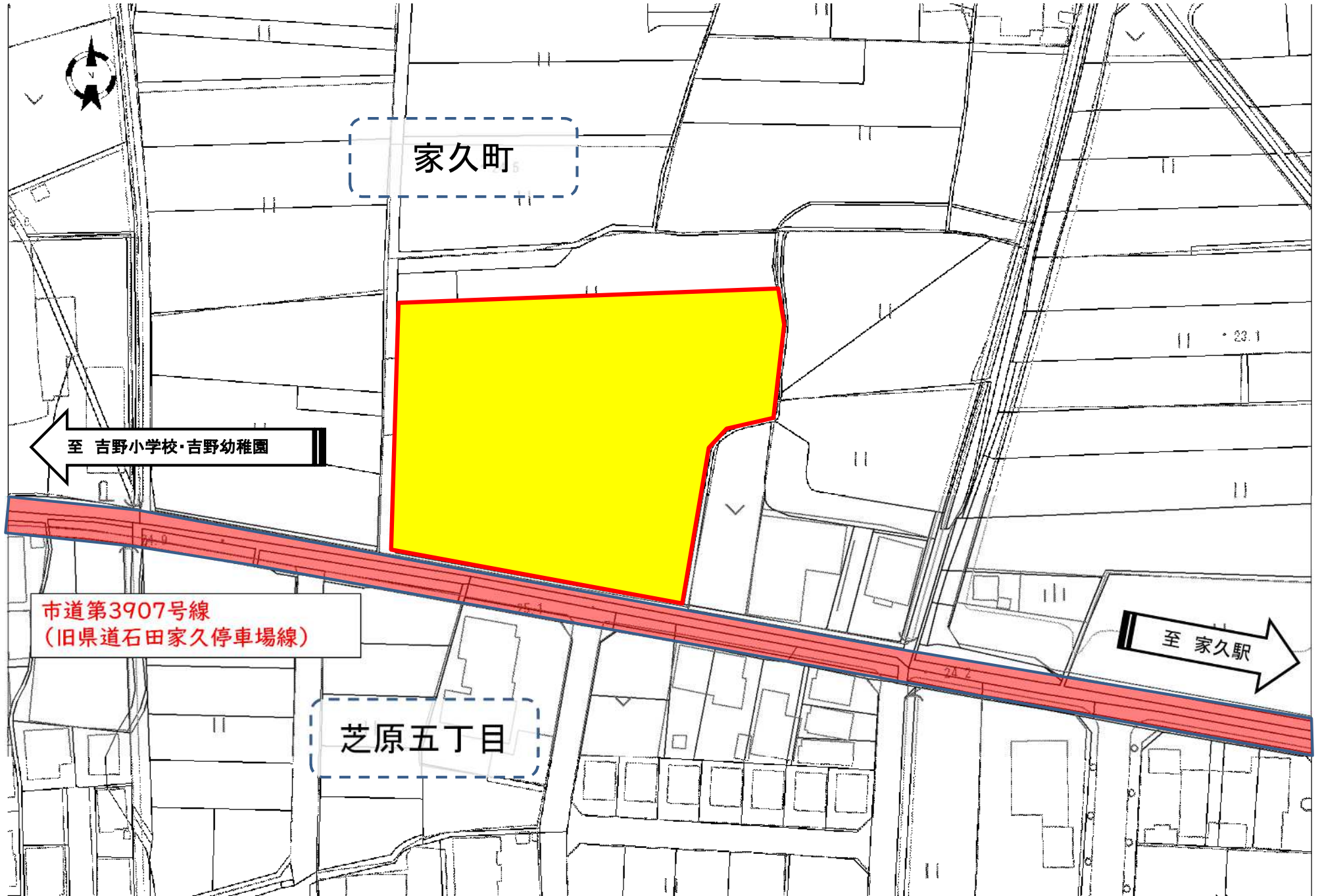
新公立認定こども園（移転・新築）



■ 公立認定こども園整備スケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
用地取得	用地取得の手続き	農地転用許可・用地取得			
土地造成	造成設計	造成工事			
こども園建設	基本設計・実施設計		建設工事	開園準備	
				外構工事	開園
家久保育園 吉野幼稚園 解体					家久保育園 解体工事

新公立認定こども園 建設用地 (家久町65字地係 面積 約4,315㎡)



新公立認定こども園（吉野地区）の整備について 【R6～ 説明資料】

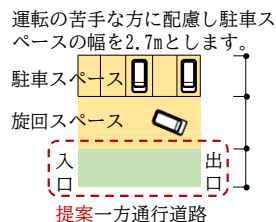
1-1 新公立認定こども園（吉野地区）整備の目的

- (1) 幼児教育と子育て・子育てを支援する認定こども園を整備します。
- (2) 0歳児から2歳児(低年齢児)の保育ニーズへの対応及び子どもの発達段階や興味関心に合わせた教育・保育ができる環境を整備します。
- (3) 豪雨や地震等の自然災害にも耐える施設を整備します。

1-2 基本設計におけるコンセプト

周辺道路交通への影響に配慮した敷地レイアウト

- 周辺道路交通への影響に配慮した敷地レイアウトとして、駐車場の入口と出口を敷地の東西に設け、前面道路に沿って駐車場を配置します。駐車場の旋回空間と車の通行空間を分けることによって、送迎時に渋滞が起きないように工夫します。



子どもが安心安全に楽しく過ごせる環境づくり

- 園舎を口の字型とすることで、中庭を通してすべての保育室の様子を見ることができ、全員で見守る園とします。
- 地域開放エリアと見守りエリアを南西側に設けることで、交流と防犯との両面に配慮します。
- 広い土間空間を設けた玄関は、お迎えの待機スペースとして機能します。職員室・園庭に面した配置とすることで、園児たちが安心・安全にお迎えを待つことができます。

自然をとoshた学びができる保育環境づくり

- 園児が自然の中で学びを得られるような園庭空間を設けます。また0歳児から2歳児の低年齢児が安心して遊べる専用の園庭を設けます。
- 調理室内をガラス越しに廊下から見通せるようにし、園児が食を学べる空間構成を目指します。

保護者や地域の方々の交流が可能なスペースの充実

- 保護者が訪れやすいよう玄関付近に子育て支援室を設けます。保護者が悩みをお互いに話し合ったり、子育てに関する相談ができるようにします。
- 地域開放が可能な遊戯室を設けます。地域の方を招いてイベントを開催し、多世代間のふれあいを深めることができます。

地域材の活用

- 園舎の構造が木造のため、構造部材において可能な限り、県産材の杉材を用います。
- 越前和紙などの地域の伝統素材を可能な限り内装に取り入れていきます。

1-3 敷地概要

所在地 : 越前市家久町65字8-1外9筆
 敷地面積 : 4,364.55 m²
 都市計画 : 都市計画区域内
 地域地区 : 建築基準法第22条区域
 用途地域 : 第一種中高層住居専用地域
 指定容積率 : 200%
 建蔽率 : 60%
 高さ制限 : -
 斜線制限 : 道路斜線 1.25
 隣地斜線 1.25
 防火地域 : 指定なし
 周辺道路 : 南側 市道第3907号線
 幅員約7.5m (内歩道幅員約1.5m)

1-4 建物概要

主要用途 : 幼保連携型認定こども園
 構造 : 木造(一部RC造、S造) その他建築物
 建築面積 : 1,341.48 m²
 延床面積 : 1,167.36 m²
 階数 : 地上1階
 建物高さ : 5.854m
 定員 : 150人

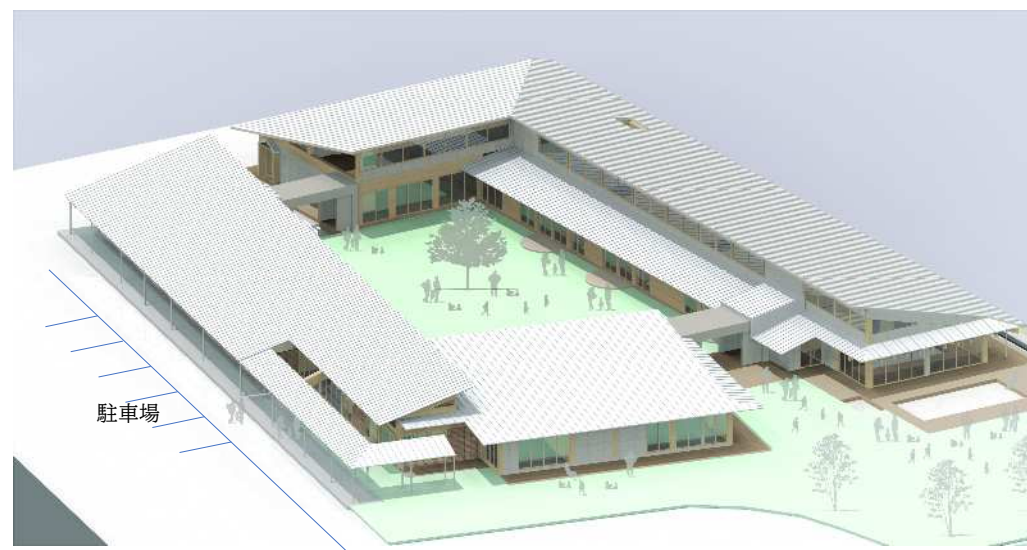
位置図



1-5 事業スケジュール(予定)

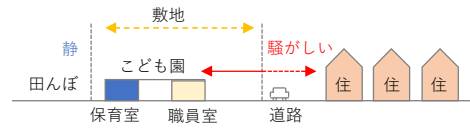
	令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度											
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4月
設計業務	→																				
造成工事				→																	
建築工事							→														

鳥瞰図(イメージ)



2-1 配置計画

- 計画建物である園舎は敷地北側に口の字型に配置します。道路や住宅地がある南側から距離をとることで、落ち着いた環境を確保します。園児の声による近隣とのトラブルを避けることもでき、住民・子ども双方に過ごしやすい環境となります。
- 園舎の中心に中庭を整備し、園舎北側には田園を臨めるテラスを配置します。
- 園舎東側には、地下式の調整池を整備し、園の行事や地域のイベント時には、臨時的な駐車場として利用できるよう整備します。
- 園舎南側には、車の出入口と送迎用の駐車スペース、利用者用の歩道を配置します。玄関前駐車場にはハートフルパーキングを1台設置します。



2-2 外部動線計画

- 園舎の正面に玄関を設けます。遊戯室と調理室への入口は園舎西側に別に設けます。玄関・入口へ向かう歩道を整備し、歩車分離を図り利用者の安全性を確保します。
- 遊戯室と調理室の入口は南側道路から容易にアプローチできる位置に配置し、地域開放及び食材の搬入に考慮します。動線を園児・保護者用の玄関と明確に分離し、動線の交錯を防ぎ安全性及びアプローチのしやすさに考慮します。
- 各保育室から直接外部への避難が可能なように敷地内の通路を確保し、安全な避難ができるよう考慮します。

3-1 平面計画

口の字の平面構成

- ロの字の平面形状は見守りやすく、各年齢が園庭を囲んで生活することで成長と気付きを促します。行き止まりの無い園舎は楽しい遊びの連続です。囲われた園庭は三方に抜けがあり、周辺の田園風景や街の風景と繋がります。

発達段階に応じたクラスゾーニング

- 0～1歳児は月齢によって発達が著しく異なり、年度ごとに入園する月齢別人数の差も大きいので、保育室をまとめて配置しゾーニングします。2歳児は4月は1歳児に近い動きですが、3月には3歳児に近い活動となり最も活動の成長が見られる時期であることから、以上児（3歳～5歳児）部分にまとめて配置します。

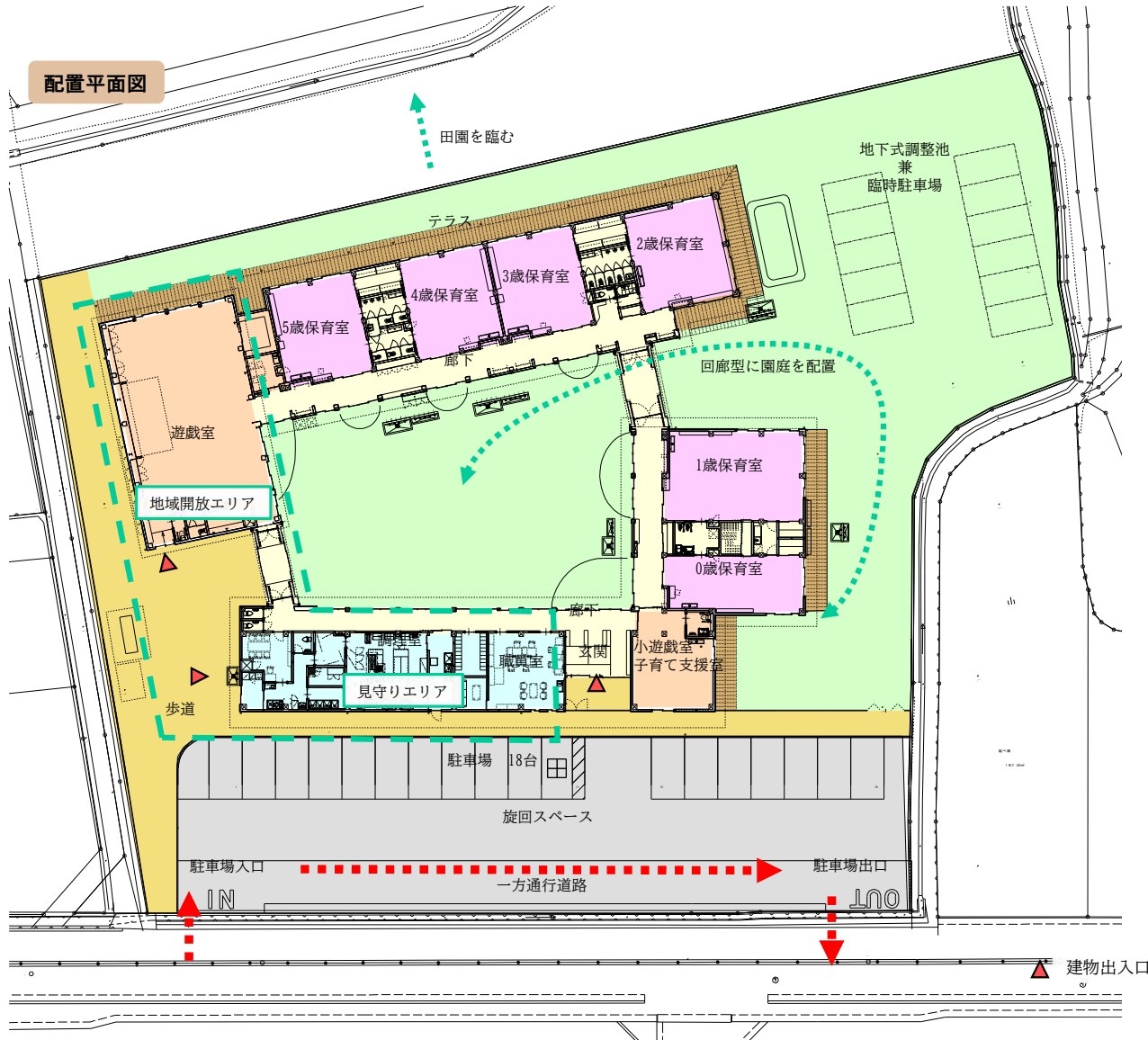
機能のゾーニング

- 地域開放エリアと見守りエリアを南西側に設けることで、交流と防犯の両面に配慮します。職員室と未満児保育室の間には子育て支援室を置き、相談しやすく訪れやすい配置としています。活発な以上児保育室は園庭に面した北側に配置し、豊かな吉野地区の田園風景を感じることができるようになります。

4-1 防災計画

- 越前市洪水ハザードマップにより、当敷地は計画規模の降雨時に最大浸水深が0.5m未満と予想されています。前面道路より敷地の地盤高を0.35m高く、園舎内の床面の高さは0.7m高くなるよう造成することで、大雨時にも建物が浸水しないよう計画します。
- 園舎の耐震性能は、大地震動後に構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるようにします。

配置平面図



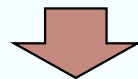
令和9年4月開園：新公立認定こども園（吉野地区）の定員について

【令和8年度の定員及び園児数（※）】

※現時点で把握している入園予定者も含む

	総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
家久保育園							
定員数	150人	10人	25人	25人	30人	30人	30人
R8園児見込数	130人	9人	21人	20人	29人	24人	27人
吉野幼稚園							
定員数	105人				35人	35人	35人
R8園児見込数	7人				3人	2人	2人

【参考：地区内の定員】	総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
里山ほのか学園（保育部）	135人	6人	25人	25人	25人	25人	25人
里山ほのか学園（幼稚部）	15人	－	－	5人（満3歳含む）	5人	5人	5人
ひかり幼稚園	60人	－	－	30人（満3歳含む）	15人	15人	15人



令和8年度の園児数、地区内の他園の定員数などから、総合的に設定

【新公立認定こども園（吉野地区）の定員（案）】

※満3歳（2歳児）の受入は行わない

	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
新公立園（吉野地区）	150人	10人	25人	25人	30人	30人	30人
（保育部）	141人	10人	25人	25人	27人	27人	27人
（幼稚部）	9人			※	3人	3人	3人

(参考) 令和9年度の市全域の教育・保育計画数

【市全域の量の見込みと確保数】

(単位：人)

項目	1号 認定	2号 認定	3号認定			説明
	3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳	
R 9 量の見込み (教育・保育ニーズ)	285	1,451	454	434	322	第3期事業計画に計上した 令和9年度の園児見込数
R 9 確保の内容 (利用定員の見込み)	645	1,546	489	456	311	第3期事業計画に計上した 令和9年度の利用定員見込数
利用定員予定数	639	1,544	487	454	310	R8.4時点及び今回定める新公立園の 定員数の合計
【参考】 R 7 末園児数	267	1,530	478	410	195	管内施設（認可外除く）の 令和7年度末の園児数

《越前市の現状》

- ・ 少子化が進み、市全体の入園児童数は減少。
- ・ 令和7年度に子ども・子育て支援事業計画（第3期）が始まり、現在2年目であるが、計画策定時（令和6年度）の見込み以上に、認定こども園における1号認定こども（幼稚部利用者）が減少。一方で、保育ニーズは高く、慢性的な保育士不足が続いている。